



第 48 号

令和4年8月1日

発行

牧之原畑地総合整備土地改良区

〒427-0047

島田市中溝町1726-4

☎ (0547) 36-8000(代)

FAX (0547) 36-0830

HP [http://midorinet-](http://midorinet-makinohara.com)

[makinohara.com](http://midorinet-makinohara.com)

県内初の農地中間管理機構関連農地整備事業「静波地区」が完成



牧之原市静波地区では、県内初の農地中間管理機構関連農地整備事業により、6.4haの区画整理が実施されました。今回の整備により、不整形だった茶園に乗用型管理機の導入が可能となり、同時に担い手農家への集積・集約化を図ることで、効率的な営農が展開できるようになりました。また、農業用水施設もあわせて整備し、かん水、防除作業の省力化や、収穫量の増加が期待されます。詳しくは7ページを参照



目次

・ 理事長あいさつ／令和4年度運営方針	2
・ 令和3年度通常総代会／理事長表彰	3
・ 令和2年度決算及び令和4年度予算	4
・ 関東農政局西関東土地改良調査管理事務所長あいさつ／県農林事務所長あいさつ	5
・ 県営水利施設等保全高度化事業／用水組合管理施設の補修整備事例／水質検査の実施	6
・ 静波地区区画整理事業／営農事例紹介「新風」	7
・ お知らせ（農地転用等及び組合員資格得喪手続／非農地除外・繰上償還ほか）	8



理事長あいさつ

牧之原畑地総合整備土地改良区
理事長 染谷 絹代

組合員の皆様をはじめ、国、県、関係市におかれましては、日頃、牧之原畑地総合整備土地改良区の運営にご理解、ご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

当土地改良区は、平成9年度の国営事業及び平成25年度の県営事業が完了した後、主に用水の安定供給のための維持管理業務を行ってきましたが、茶価の低迷、担い手の減少、荒廃農地が増加するなど茶業を取り巻く状況が大きく変化する中、用水施設の更新や長寿命対策をはじめ、茶業振興や基盤整備の推進などの課題が山積しております。

これらの解決のため、昨年度末に県の全面的な支援を受けて策定いたしました牧之原茶園再編整備プランで対応方針をお示し、モデル地区での事業推進を図る中で、稼ぐ茶業、儲かる茶業の実現に精一杯努めてまいります。

また、ご心配をお掛けしておりました牧之原揚水機場の4号ポンプの故障につきましては、国、県にご支援をいただき迅速に修繕が進められ、3月中旬には再び稼働することができました。関係する皆様方のご尽力に改めてお礼申し上げます。

今年度についても、水管理システムの更新やポンプ支援システムの改修などを計画的に進め、組合員の皆様の用水利用に支障が無いよう適切な維持管理に努めてまいります。

結びに、今後も牧之原茶業の振興や農業用水の安定供給に役職員一丸となって取り組んでまいりますので、皆様の更なるご理解、ご協力について、よろしくお願い申し上げます。

令和4年度牧之原畑地総合整備土地改良区運営方針

令和4年度の運営方針は「闘う土地改良」のもと、令和3年度の総括を踏まえ、4つの基本方針は前年度から継続し、下記のとおりそれぞれの主な取組を進めています。

基本方針	令和3年度取組の総括	令和4年度主な取組
施設の管理体制強化と用水の安定供給	<ul style="list-style-type: none"> 〔継続〕 県営の水利施設等保全高度化事業による牧之原揚水機場4号ポンプ修繕と調整水槽2箇所の管理省力化工事、国・県営施設の適切な運転操作と点検や整備の実施。 〔継続〕 ファームポンド流入施設5箇所を修繕、組合管理施設の補修整備及び支援制度で5件の補助事業を実施、要望の聴取、申請。 〔継続〕 次年度配水計画策定のため、用水組合へ営農状況アンケート調査。 〔継続〕 組合長等に工区管理責任者を委嘱、月1回点検等適切な管理依頼、施設管理研修会の開催。 	<ul style="list-style-type: none"> 〔新規〕 国営施設と取水工共有施設の補修整備・長寿命化対策の推進。 〔継続〕 水利施設等保全高度化事業でポンプ・水管理システム改修、光回線化、幹線水路の修繕実施。 〔継続〕 改良区管理施設の点検整備及び補修の実施。 〔継続〕 工区の営農変化による用水需要を把握、次年度の配水計画策定。 〔継続〕 ファームポンド流入施設の修繕、組合管理施設の補修要望聴取・補助事業の選定、申請、施設管理研修会の開催
財政基盤の安定化と賦課金徴収態勢の確立	<ul style="list-style-type: none"> 〔継続〕 184組合と賦課金の徴収委任契約を締結(86%) 〔継続〕 財政計画に基づく予算編成と経費抑制、満期債券は地方債を購入。 〔継続〕 管理賦課金制度の賦課額変動傾向を調査。 	<ul style="list-style-type: none"> 〔継続〕 賦課金の徴収委任契約は残る組合との協議・調整と締結推進。 〔継続〕 財政計画による予算編成と見直準備、債券運用計画に基づく運用。 〔継続〕 用水使用量実績から管理賦課金の動向調査と賦課金制度の検討。 〔継続〕 賦課基礎の受益地情報の定期更新により賦課徴収データの整理。
受益地の管理、水利権確保と農業振興施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 〔継続〕 関係機関と「牧之原茶園の再編整備プラン推進協議会」を設立、基本方針策定とモデル地区を選定。 〔継続〕 土地原簿や組合員名簿の管理、土地情報の年度更新、非農地除外3件、水利権更新(R7)に向け受益地の現状把握、関係機関との情報交換。 〔継続〕 中間管理機構関連事業等による区画整理の事業推進。 	<ul style="list-style-type: none"> 〔継続〕 牧之原茶園の再編整備プランモデル地区推進、担い手との連携強化。 〔継続〕 継続的な受益地情報及び図面の管理、耕作放棄地の非農地化に係る市農業委員会と連携、円滑な手続。 〔継続〕 令和7年度水利権更新に向けた国・県・市との情報共有と連携。 〔継続〕 区画整理事業の波及的推進と畑かん施設整備への支援。
組織運営の充実と用水組合との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> 〔新規〕 任期満了の総代・役員選挙の円滑な執行 〔継続〕 用水組合への助言・指導、水土里茶話会、用水組合会議の開催。 〔継続〕 組織運営は、理事会・委員会等で迅速な機関決定、課題の対応策を検討。 〔継続〕 複式簿記移行のため、会計システム切替、会計細則改正。 〔継続〕 世代交代する組合員へ事業概要等リーフレットを広報紙に同封し周知。 	<ul style="list-style-type: none"> 〔継続・新規〕 複式簿記会計による正確な会計経理、内部牽制機能の強化。 〔継続・新規〕 広報紙の発行とホームページリニューアル、情報発信の充実、ICTを活用した組織内連絡機能の強化。 〔継続〕 組合運営状況把握と助言・指導、水土里茶話会、組合会議の開催。 〔継続〕 理事会等の機関会議で課題の共有と迅速な対応策の決定。

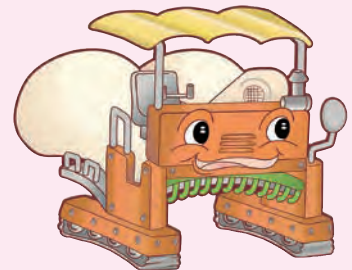
令和3年度 通常総代会報告～全議案とも原案どおり可決～

令和3年度通常総代会は、令和4年3月23日(水)に島田市金谷夢づくり会館において開催されました。本総代会は新型コロナウイルス感染防止対策を講じた上で、通常どおり実施しました。会議は、午前9時30分より出席総代59人をもって成立し、染谷理事長からの挨拶のあと議事に入りました。議長に牧之原市の平幹夫総代が選出され、議事は令和2年度決算関係及び令和3年度補正関係等で16件、議決案件は令和4年度予算関係を含む10件が上程され、全議案ともすべて原案どおり可決決定され、滞りなく終了しました。



総代会提出議案

- 承認第1～6号 報告第1号 令和2年度事業報告書、一般及び特別会計収支決算関係
- 承認第7号～13号 報告第1号 令和2年度基金積立状況の報告
- 承認第14号 令和3年度 一般会計及び各特別会計の補正予算（第1次～第3次）関係
- 第1号議案 会計細則の一部改正について
- 第2号議案 役員選挙規程（定款附属書）及び規約、規程の一部改正について
- 第3号議案 水利施設等保全高度化事業（簡易整備型）「牧之原地区」の計画変更について
- 第4号議案 令和4年度 運営方針並びに一般及び管理費特別会計収支予算
- 第5号議案 令和4年度 管理賦課金の賦課における賦課保留について
- 第6号議案 令和4年度 賦課金の徴収時期及び方法について
- 第7号議案 令和4年度 加入金について
- 第8号議案 令和4年度 金銭及び余裕金の預入先について
- 第9号議案 令和4年度 借入金について
- 第10号議案 農地転用等決済金単価の改正について
- 報告第2号 附帯決議
- 報告第2号 牧之原茶園の再編整備プランについて



令和3年度 理事長表彰

当土地改良区表彰規程に基づき、15年以上水利施設の適切な維持に努め、その運営が他の模範となる用水組合に対して、その功績を称え表彰されました。

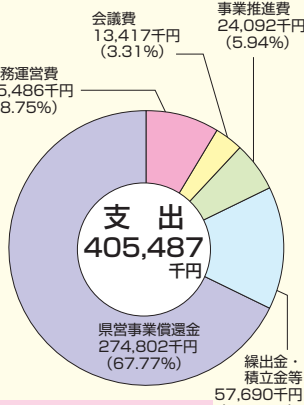
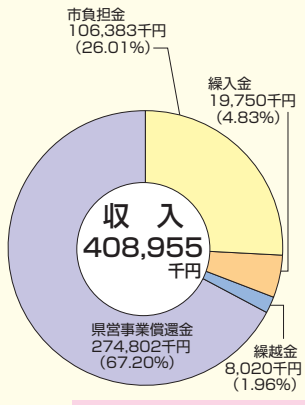
なお、令和3年度通常総代会は、新型コロナウイルス感染防止により規模縮小開催のため、表彰状授与式は執り行わず、個別に授与いたしました。

◆組合表彰 9組合（順不同）

- 志戸呂畑地用水組合（金谷10工区）
- 内山畑地用水組合（金谷11工区）
- 金谷15工区畑地用水組合（金谷15工区）
- 金谷下坂畑地用水組合（金谷28工区）
- 30畑地用水組合（榛原30工区）
- 切山大旗畑地用水組合（榛原40工区）
- 第9工区畑地用水組合（掛川9工区）
- 沢水加11-1畑地用水組合（菊川11-1工区）
- 沢水加11-2畑地用水組合（菊川11-2工区）

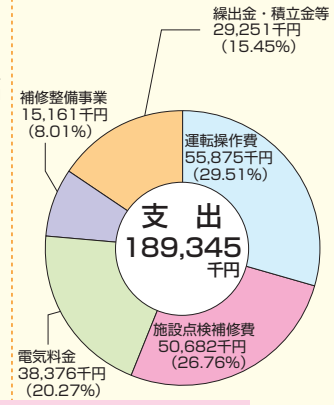
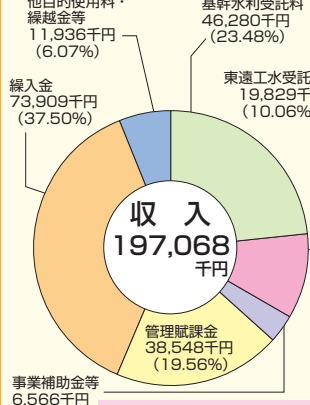


令和2年度 一般会計【決算】



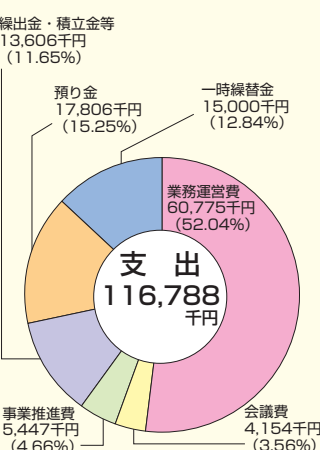
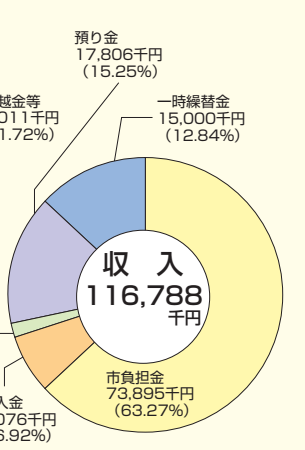
差引残額 3,468千円 (次年度へ繰越)

令和2年度 管理費特別会計【決算】

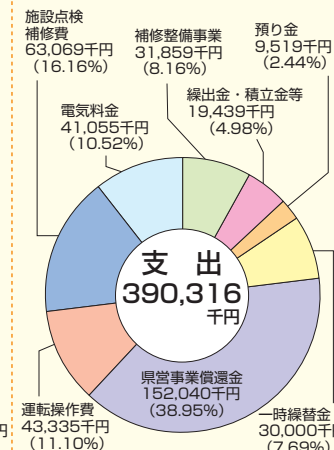
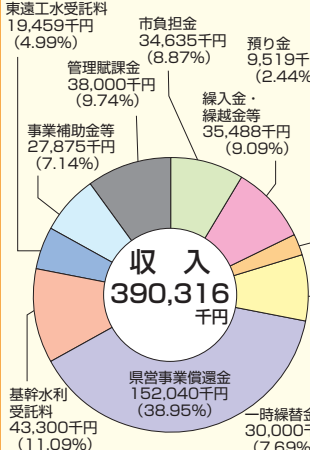


差引残額 7,723千円 (次年度へ繰越)

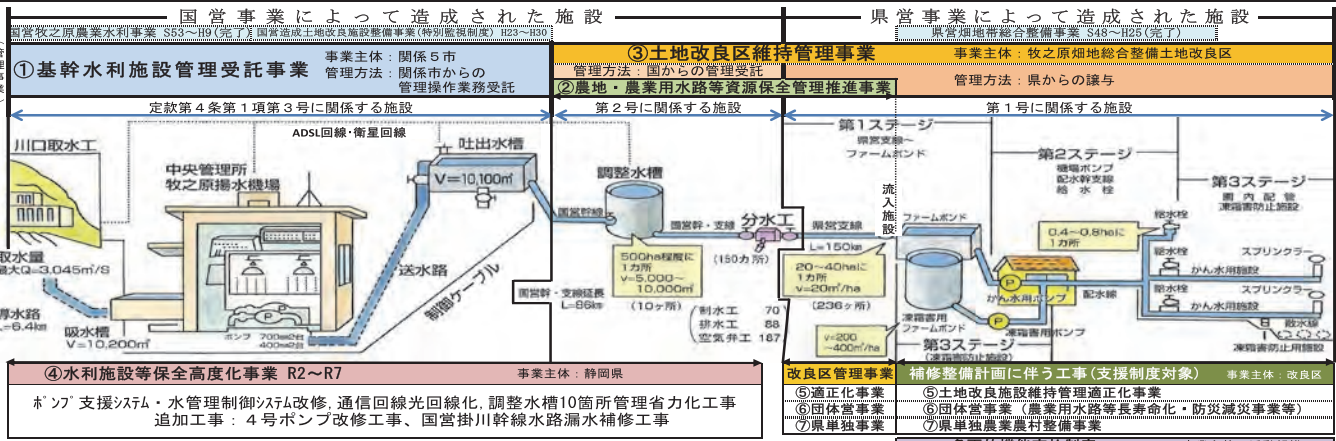
令和4年度 一般会計【予算】



令和4年度 管理費特別会計【予算】



令和4年度 維持管理事業の概要 [牧之原農業用水施設 管理区分と補助事業制度] 予算規模: 390,316千円(予算総額)



区管理理
令和4年度主な事業内容(点検・工事)

事業区分	事業内容	予算額(千円)
① 基幹水利施設管理受託事業 (施設管理補完費含)	○ポンプ設備点検、電気設備点検、電動機付帯設備点検 川口取水工農水専用施設点検 【支出科目: 1款1・2項】	69,688
② 農地・農業用水路等資源保全管理推進事業	○用水路・調整水槽点検、除草作業外 【支出科目: 1款3項】	1,168
③ 土地改良区維持管理事業	○調整水槽点検、防食設備保守点検 ○流量計交換工事、ファームポンド流入施設補修工事 調整水槽ディスクバルブ補修工事、水路等補修工事 漏水事故修繕工事、マンホール修繕工事等	76,343
④ 水利施設等保全高度化事業 (簡易整備型)	○国営幹線水路漏水補修測量設計等(繰越) ○国営幹線水路漏水対策工事 ポンプ支援システム(繰越)、水管理制御設備更新工事(繰越) 制御回線光回線化工事(繰越)、調整水槽管理省力化工事(繰越)	6,000
⑤ 土地改良施設維持管理適正化事業	○減圧弁取替工事(島田18-19-20-1工区)	2,979

事業区分	事業内容	予算額(千円)
⑥ 団体営事業 (農業用水路等長寿命化・防災減災事業)	掛川2-2工区 ポンプ設備修繕工事 掛川3-2工区 ポンプ設備修繕工事 掛川4工区 ポンプ設備修繕工事 【支出科目: 1款9項】	18,921
⑦ 県単独農業農村整備事業	御前崎2工区 ポンプ設備修繕工事 御前崎5工区 電気設備修繕工事 【支出科目: 1款7項】	1,765



ごあいさつ

関東農政局
西関東土地改良調査管理事務所
所長 兼平 正樹

令和4年4月1日付で関東農政局西関東土地改良調査管理事務所長を拝命いたしました兼平と申します。よろしくお願いいたします。

牧之原畑地総合整備土地改良区組合員をはじめ関係者の皆様におかれましては、平素より農業農村の振興に向けた各種施策の推進にご理解とご協力を賜るとともに、農地・農業水利施設について適切な運用と管理をしていただき、厚く御礼申し上げます。

さて、今般の農業農村においては、農業水利施設の老朽化への対応、頻発・激甚化する豪雨等の自然災害への備え、担い手への農地集積・集約化の推進が急務であるとともに、土地改良事業を実施する土地改良区等の技術職員が不足するなどの課題が生じています。

このような課題に対応するため、先の通常国会において、改正土地改良法が可決、成立しました。改正土地改良法では、ため池等の豪雨対策の手続きの簡略化や農地中間管理機構関連事業として基盤整備をより効率的に進め、農地集積の加速化などが可能となります。また、土地改良施設維持管理適正化事業について、財政融資資金の活用により施設の老朽化等への早期対応が可能になります。更に、技術者不足に直面する土地改良区等が土地改良事業団体連合会の協力を得る仕組みも構築されました。

西関東土地改良調査管理事務所においても、牧之原畑地総合整備土地改良区をはじめ関係する皆様方と連携しながら関連施策に取り組んでまいりますので、ご支援とご協力をお願い申し上げます。



ごあいさつ

静岡県志太榛原農林事務所
所長 乾 正嗣

4月1日付で着任いたしました乾 正嗣と申します。どうぞよろしくお願いいたします。牧之原畑地総合整備土地改良区の組合員の皆様には、日頃より静岡県が推進する農業農村整備事業に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

県では、本年度より県総合計画「静岡県の新ビジョン 後期アクションプラン」の実現に向けた取組を開始いたしました。

農林事務所の農業及び農地部門においては、分野別計画である「食と農の基本計画2022-2025」（農業）、「農業農村整備みらいプラン2022-2025」（農地）を総合計画と一体的に推進することとしております。

中でも「農業農村整備みらいプラン」においては、「ふじのくに美しく品格のある農村の創造」を基本理念に、「農の営みと暮らしの調和の実現」を基本方針として、生産基盤づくりと邑づくりを車の両輪として、各種施策に取り組んでまいります。

みらいプランの重点戦略の1つである「茶・柑橘等の産地収益力を強化する基盤整備の推進」では、「茶産地構造改革基盤整備プロジェクト」として、当事務所管内で令和7年度までに143.3haの茶園の区画整理への着手を計画しております。

昨年度、改良区が主体となって策定した「牧之原茶園の再編整備プラン」に基づき、所得向上や持続可能な茶業の実現を目指した取組を改良区や関係の皆様と連携して進めてまいります。

今後も牧之原地域の農業農村の振興に取り組んでまいりますので、これまで以上の御支援と御協力をお願い申し上げます。



ごあいさつ

静岡県中遠農林事務所
所長 佐藤 欣久

日頃より、組合員をはじめ関係の皆様方には、農業農村整備事業の推進に御支援、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

今年の県内産一番茶の情勢は、前半こそ高価格で取引されたものの、降雨等の影響で後半の生産量が予想以上に膨らみ価格を引き下げたことから、依然として生産者にとっては厳しいものとなりました。

県では、こうした近年の静岡茶を取り巻く厳しい状況に加え、輸出増加等の新たなニーズを踏まえ、「生産者の経営安定と持続可能な茶業の両立」を目指す「静岡県茶業振興計画2022-2025」を策定し、多様な人々との連携による需要の創出等に取り組むこととしております。

中遠農林事務所では、「需要に応じた茶生産の拡大推進と茶業経営体の経営強化」を重点プロジェクトに位置づけ、ドリンク原料茶や有機栽培茶の生産拡大に向け、流通業者と連携した生産支援や経営体の体質強化支援、及び茶園の集積と基盤整備に取り組んでまいります。

特に、「牧之原茶園の再編整備プラン」のモデル地区に設定された御前崎市上朝比奈地区では、輸出拡大に向けた茶園の集積と区画整理事業を推進してまいります。

さらに、老朽化が進行している畑地かんがい施設についても、順次更新事業に着手してまいります。

今後とも、牧之原地域の茶業の発展に向け、皆様方とともに土地改良事業等を推進し、牧之原農業用水の安定供給はもとより、経営基盤の強化や担い手の育成を図ってまいりますので、御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

県営水利施設等保全高度化事業（簡易整備型） 牧之原地区

土地改良区では、国営施設の一部老朽化した施設等の補修整備や更新を県へお願いし、現在、志太榛原農林事務所にて、令和2年度から令和7年度まで県営水利施設等保全高度化事業（簡易整備型）牧之原地区として、事業実施をしております。

令和3年2月にポンプ内壁に損傷が見られ揚水停止していた4号ポンプ（口径700mm）は、令和4年3月に再稼働いたしました。令和4年度については、ポンプ支援システム及び水管理制御システム機器の更新や管理省力化工事（調整水槽の法面等防草工事）を実施していく計画となっています。

4号ポンプ補修整備

管理省力化工事（掛川調整水槽）

管理省力化工事（6号調整水槽）

着手前



完成後



用水組合管理施設の補修整備事例紹介

日頃、農業水利施設の適正な維持管理に努めていただき、ありがとうございます。

用水組合で管理されているファームポンド以降の施設は、設置後長い年月が経過して施設機器類の経年劣化による補修整備が必要となっています。土地改良区では、補助事業の活用や用水組合への支援制度により負担軽減を図り、早期の整備実施を促進しています。組合内で事業化に向けたご検討を是非お願いします。

補修整備実施の受付は、毎年度11月開催の用水組合会議で説明を行い、翌年5月の工区管理責任者会議で要望書の提出をお願いしています。

これまでに14の実施要望をいただき、令和4年度は掛川、御前崎地区で合わせて5箇所の工区で事業を進める計画です。

下の写真は、令和3年度に県単独農業農村整備事業（県1／3補助）で実施した組合管理の加圧機場、ポンプの電動機（モーター）を整備したものです。



電動機コイル巻直し前



電動機コイル巻直し中



完了

お知らせ 水質検査の実施について

近年、GAP等を推進するにあたり、農業用水の安全性について組合員の方々から多くの問合せをいただいていることから、牧之原農業用水の水質検査を実施しています。検査は、比較を行うため国営水槽の最上流部の金谷吐水槽（島田市志戸呂地内）と、最下流部の6号調整水槽（牧之原市笠名地内）の2地点において実施しています。今年度の検査結果についても、牧之原農業用水の水質は農業利用に問題なしと判断しております。なお、検査結果等詳細は、牧之原畑地総合整備土地改良区のホームページに掲載し、誰でも閲覧できるようにしておりますので、ご覧ください。

農地中間管理事業を活用した本県初の茶園基盤整備工事が完成しました！

1ページ表紙写真の詳細



区画整理後のほ場（令和3年4月）

静岡県志太榛原農林事務所では、牧之原茶園の再編整備プランの一環として、牧之原市静波において、事業対象農地全てに農地中間管理権を設定することで受益者負担を求めない茶園基盤整備事業を令和元年度から実施し、令和3年度に工事が完了しました。

受益者の全面的な協力により円滑に事業が進めることができ、1年目に測量、設計及び換地計画原案作成とその同意取得、2年目に6.4haの整地工事を行って茶の定植を行い、3年目に給水栓までの畑地かんがい施設、防霜ファンの整備を行いました。

この工事により地区内の全ての茶園が道路に接するようになり、段差もなくなったため、今後は大型乗用管理機等による効率的な営農が期待されます。

この地区のほか、現在、本事務所では朝生原地区（牧之原市静谷他）、切山地区（島田市切山）、諏訪原地区（島田市菊川）で同様の茶園基盤整備を実施中です。



設置した給水栓の圧力調査

新風 担い手農家の紹介コーナー



トマト栽培をしているハウス棟（牧之原市）

今回は、夫婦二人三脚でトマト栽培を頑張る牧之原市の松下さん夫婦（夫：弘明さん）、（妻：佳代子さん）をご紹介します。

現在、牧之原市と菊川市の畑で松下農園を営んでいる弘明さん（44才）は、大学を卒業後、15年ほど一般企業へ勤めたのですが、テレビで植物工場を見たことをきっかけに千葉大学の研修に参加し、農業に興味を持ち始めたそうです。その後、さらに農業への気持ちは膨らみ、ついに36歳の時、勤めていた企業を辞め、1年間の農業研修を経て松下農園の経営を始めました。

元々父親がお茶を栽培していた土地を購入してハウスを建設。現在は「アイコ」や「ラブリーさくら」といった品種のミニトマトを手がけ、主に県内のスーパーマーケットへの出荷を行っているそうです。

トマト栽培では、根から吸わせる水を極力抑える根域制限栽培を取り入れ、ストレスを与えることで濃縮された甘いトマトができるそうで、この根域制限による通年栽培は非常に難しく、同じ失敗を繰り返さないよう、水や肥料の量を調整し、味とのバランスに対する感覚を養っていったそうです。

さらに、ICTを活用した農業にも先進的に取り組み、気温や湿度などの情報をWebで一元管理し、かん水や暖房・換気など、自宅にいながらスマートフォンで操作ができるシステムを導入しており、栽培において「用水は生命線。無くては成り立たない。」とのこと。

今後は、ニーズがあれば規模拡大も視野に入れているが、奥さんに止められているとか…。また、違う作物への挑戦等、新しい事にも取り組んでいきたいと意気込んでいました。



松下さん夫婦 弘明さん（左） 佳代子さん（右）

農地転用等及び組合員資格の変更には手続きが必要！

各市の農業委員会への手続き後、土地改良区への手続きが必要となります。

●農地転用等をするとき



■下記の場合には書類の提出が必要となります。

1. 宅地や店舗等に転用する場合
2. 公共用地（道路等）に転用する場合
3. 非農地化による地区除外する場合



●提出書類

1. 農地転用等通知書
2. 確約書（用水組合の同意含）
3. 組合員資格得喪通知書

●組合員資格を変更するとき

様式ダウンロード

水土里ネット牧之原

🔍 検索



■下記の場合には組合員資格得喪通知書の提出が必要となります。

1. 農地の売買、贈与、交換など所有権を移転したとき
2. 経営移譲年金を受給するとき
3. 相続などにより名義変更したとき



●提出書類

組合員資格得喪通知書

牧之原郡地総合整備土地改良区 理事長 様 年 月 日

取 得 者 氏 名 住 所 年 月 日

喪 失 者 氏 名 住 所 年 月 日

下記の事項により組合員資格が得喪したので土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

1. 資格得喪の原因及びその目付

① 原因（関係する原因に○印を、その他の場合は原因の記入をしてください）

{ 経営移譲・売買・交換・贈与・相続 }

② 日付 年 月 日

2. 資格得喪の対象となる土地

山	大字	字	地	番	地	番	番
---	----	---	---	---	---	---	---

組合員資格得喪通知書（様式）

「非農地」による地区除外と受益地への新規加入について

耕作放棄等により山林、原野化された受益地について、市農業委員会が「非農地」とであると判断された場合には、地区（受益地）除外が可能となります。

地区除外には、農地転用等決済金の納付などの要件がありますので、詳しくは土地改良区までお問い合わせください。

また、受益地ではない農地で、農業用水を利用した方は、新規加入も受け付けていますので、ご相談ください。

加入金の納付などの要件があります。

特別賦課金を繰上償還するには…

特別賦課金とは、各工区（用水組合等）で実施した県営事業工事に伴う地元負担金のことになりますが、用水組合等のご希望により繰上償還を行うことができます。

ただし、条件により繰上償還できない場合もありますので、希望する用水組合等は事前に土地改良区までお問い合わせください。

なお、申込手続きの締切は、繰上償還を希望する年度の前年12月末日になります。

事務局からのお知らせ

要請活動について

川口取水工の上水・農水・工水共有施設や牧之原揚水機場ポンプ等国営造成施設の老朽化に伴い、昨年11月、国による施設の機能診断の早期実施、機能保全計画の更新及び国営事業による更新整備について、関係国会議員の方々に要請活動を行いました。今後事業選定など国・県・市などの関係機関と調整を進めるとともに、事業実施により安定した農業用水の供給に努めて参ります。



総代補欠選挙について

第3選挙区（掛川市）において、松浦勲総代が5月15日をもって退任されたため、総代補欠選挙を執行し、掛川市東山の杉山隆総代が無投票当選され6月9日に就任されました。残任期間の令和7年8月20日まで総代の職務にあたっていただきます。

故障等緊急時の連絡について

施設の故障や漏水時の緊急連絡は、下記の電話番号へお願いします。

0547-36-8000

夜間、休日でも当番職員へつながります。